

## 見直し基本法に多面支払い明記を

水土里ネット島根 専務理事 渡部明孝

現在政府により「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しが進められています。

平成 11 年に、それまで 38 年間続いた「農業基本法」にかわる新たな基本法として、「食料・農業・農村基本法」が制定され、それまでの農政全般が体系的に再構築されました。

それから約 20 年が経過する中で、特に深刻化しているのが農業者の減少と高齢化の進行であり、又不在農地所有者も世代交代が進みつつある中、耕作放棄も想定以上に進んでおり、今回総合的な検証を行い、見直しに向けた検討が開始されたところです。

現行の基本法は、理念に関する規程がきちんと整理され、食料の安定供給の確保（2 条）、多面的機能の発揮（3 条）を大きな「使命」とし、その実現のために「農業の持続的発展」（4 条）、農村の振興（5 条）を図るという構成になっています。

多面的機能の発揮が明記されたことは、農地や農業資源は輸入できないそれぞれの地域に存在する根源的な価値であることが鮮明にされたもので、画期的なことでありました。

ただ、基本的施策では、具体的に多面的機能への施策を講ずるとか、支援するということが表現された条文はありません。

中山間地域等直接支払交付金は、農村の振興に関する施策のなかで、中山間地域等の振興として第 35 条第 2 項に、国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする明記されています。

食料安全保障の強化が叫ばれる中、「食料の安定供給」と「多面的機能」はわが国に農業が存在していくための表裏一体・密接不可分なものであり、地域固有の農地や農業資源を維持し、集落機能を保全していくための多面支払いを今回の見直しではきちんと明記されるべきと考えます。

非農家も含めた地域全体で活動する多面組織への国民的理解が進み、移住や関係人口の増加など、多面的機能支払が地域維持への大きな足がかりになることを期待します。

⇒ご参考に「食料・農業・農村基本法」を同封しております。



## 防草シートで草刈作業の省力化

波根農地・水・環境向上対策協議会  
(大田市)

波根農地・水・環境向上対策協議会で、以前ネットワーク通信第141号でご紹介しました防草シート『グラスガード』を敷設されるとお聞きし現地へ伺いました。

当日は、防草シートに関心を待たれている大田市内の活動組織の方や大田市からも見学に訪れられていました。

初めに、波根農地・水・環境向上対策協議会の竹下会長から、ほ場整備後の畦畔に芝の植栽を試みたが上手くいかなかったこと、猪被害が多く対策のため電気牧柵でほ場を囲っているが、下草の管理が大変なこと等、防草シートを施工されることになった経緯をお話しされました。

次に、『グラスガード』の専門業者から、軽くて薄く作業がしやすく、凹凸のある土地にもなじみやすい等、防草シートの特徴の説明がありました。

その後、専門業者の指導を受けながら、防草シートの敷設が行われました。

シートの中はL型ピンで、端はU型ピンと場所に合わせて設置され、シートとシートの重なる部分には専門の防水テープを貼り、農道のコンクリート部分との重なりは専門の接着剤で止められています。

見学されていた活動組織の方からは

○ シートは何年ぐらい持つのか

答 10年以上（風が強いところでは、ピンごとシートが飛ばされないような対策が必要）

草刈り機で傷んだ箇所はテープで補修する

○ ピンの隙間から草が生えてくることはないか

答 テープを貼って抑える

○ どんなところで施工されているか

答 水路の法面が一番多い

等質問が寄せられ、「組織へ持ち帰り検討してみる」とおしゃっている組織もいらっしゃいました。波根農地・水・環境向上対策協議会では、今年度も防草シートの敷設を計画的に行われるそうです。

波根農地・水・環境向上対策協議会、現地見学に来られた皆さんお疲れさまでした。

防草シート『グラスガード』の業者では、組織へ出向いて「防草シート研修会」（防草シートを活用した生産性の向上や長く使うための施工のノウハウなど）を実施されています。総会や、皆さんがお集まりになる機会に、受講されることもできます。防草シートに関心のある組織の方は、協議会事務局か直接業者へお問い合わせください。（ネットワーク通信第141号パンフレット参照）



## 令和4年度島根県日本型直接支払検討委員会を開催

### 島根県農林水産部農山漁村振興課

日本型直接支払制度である、多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の「適正な運用及び推進を図る」ことを目的とした第三者委員会が、2月21日に出雲市窪田コミュニティーセンター及び現地において開催されました。

各分野の専門家である6名の委員全員の出席のもと、県の担当者から県内の取り組み状況を説明し、委員の皆様から意見をいただきました。



また、午後には窪田地域橋波地区の現地視察のあと窪田地域の多面的機能支払組織・中山間地域等直接支払集落協定組織・農事組合法人及び佐田地域づくり協議会の方と意見交換が行われました。

主な内容は次のとおりです。

#### 【委員からの意見等】

##### ○検討委員会

- 現行の役員と若手が一緒に活動を行い事務や世話役を引き継いでいく仕組みが必要。
- 地域が色々と取組を進めていくために、良い事例等を動画にして見れるようにすれば分かりやすいのではないか。
- 田舎の人口を増やすことが鳥獣被害等から農地を守ることにつながるのでは。

##### ○意見交換会

- (窪田地域は) 交付金を使いながら非常に素晴らしい取り組みをしておられる。
- 農事組合法人の4人の若い従業員の方が生き生きとしておられる、それが一番のPRになると思う。

島根県では、第三者委員会でもいただいたご意見を、今後の本交付金の推進に役立ててまいります。

## 「ルーラル・ミーティングinしまね (R5)」開催

日時：令和5年6月24日(土) 13:00~17:30(研修会)

令和5年6月25日(日) 8:30~12:00(現地視察)

場所：益田市「島根県芸術文化センター「グラントワ小ホール」

現地視察 農事組合法人との連携による農地保全等、幅広畦畔機械除草等

この研修は、両日とも「事務・組織運営等に関する研修」に該当します。

※参加にかかる経費(日当、交通費、宿泊費など)は交付金から支出できます。

6月7日締切  
同封の申込書でお申し  
込みください

令和4年度で活動期間が終了し、今年度取組みを継続される活動組織の皆さんは、新たな5年間の活動計画を策定し、市町村に6月末までに申請してください。

活動計画書の様式は、協議会ホームページでも掲載していますのでダウンロードしてお使いください。

**★協議会事務局では活動計画書作成をサポートしています★**

構成員名簿と、長寿命化を取り組まれる組織は5年間の計画をご用意ください。

今までの計画書を基に一緒に申請に必要な書類を作っていきます。

連絡先0852-32-4141 協議会事務局 深田まで



## 他の組織との交流も生まれました

### 福の郷下山佐(安来市)

福の郷下山佐です。昨年、このコーナーに「やったらできた」とパイプラインの直営施工を投稿したことが縁で、玉湯別所環境保全会(松江市)の皆様6人が当地にいられて、当方の代表・ほ場整備の工区委員長及び事務局と意見交換・交流会が行われました。

私どもの組織では、落葉・落石からの不安がなくなることから引き続き水路のパイプライン化を進めており、施工途中のパイプラインも見ていただくことができました。

パイプラインの効果として、管理が非常に楽になった、パイプ閉塞の問題はなかった反面、取水口のスクリーンのごみ取りは頻繁に行う必要があること、さらにざっぼらんに、失敗したこと(パイプが外れた、止水壁で止水が十分出来ずパイプが浮き上がった、内面平滑管の使用により既存の水路に収まらず管理孔?が沢山出来た)も説明し見ていただきました。

パイプラインの施工に関することはもちろんですが、玉湯別所環境保全会におかれては農事組合法人を組織し、美味しまね認証も複数取得されていますので営農に関することについても話が弾みました。

1時間程度の短い時間でしたが有意義な会となりました。



### ～担当者の声～

この4月から協議会事務局に加わりました。実家は斐川の農家ですが、実家を出てからは小さな団地での生活を送っており、自治会で年1回草刈機を使う程度です。したがって、これまで多面的機能支払にも直接の関わりがなく、まずは制度を理解するところからのスタートとなりますので、皆様方にご迷惑をおかけすることもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

今年の4月は特に寒暖差が激しかったように思われます。すでに本格的に営農や活動の時期となっておりますが、くれぐれも無理をされず、体調や怪我には十分注意をしていただきたいと思います。(協議会 F-2)

### ～多面的機能支払交付金に関することは～

- ◆ 島根県農地・水・環境保全協議会

[事務局] 水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

- ◆ 島根県農林水産部農山漁村振興課 Tel 0852-22-5396

[http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo\\_taisaku/](http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/)

- ◆ 又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。



八幡農地・水活動組織 (出雲市)



全国の活動組織の事例はこちらから

多面事例

検索



「農村ふるさと通信」はこちらから

農村ふるさと

検索

